

紙 類

出す日

第2・第4・第5
土曜日

組合指定袋（透明）に入れてください

紙類

平成25年7月から、従来「もやせるごみ」として収集していた紙類を資源物として収集を開始します。

再生資源として有効活用するため、「紙類の分別」にご協力をお願いします。

対象になるもの

紙箱・紙しん類

◇サランラップ・アルミ箔の箱や包まれていた紙しん、トイレトペーパーの紙しん、お菓子・ボックスティッシュの箱等



⚠️ ラップ・アルミ箔の箱に金属やプラスチックが付属している場合は、取り除いてもやせないごみもしくはプラスチックへ。

⚠️ ティッシュ箱の取出し口に付属しているビニールは、取り除いてプラスチックへ。

封筒・はがき・写真類

◇封筒（大小問わず）、はがき・年賀状・圧着はがき、写真等



⚠️ 窓つき封筒で窓部分がビニールのものは、取り除いてプラスチックへ。

紙製食品容器類

◇紙コップ、アイスやヨーグルト等の紙製食品容器



⚠️ 食べ物かすが残らないよう必ず軽くすすぐか、拭き取ってください。

⚠️ アイスやヨーグルト等の容器には、紙製とプラスチック製のものがあります。識別表示を参考に確認してください。

紙袋・包装紙類

◇手提げの紙袋・大きな紙袋・商品を梱包している包装紙・のし紙等



⚠️ 紙袋の持ち手部分が紙以外のもの（ビニール製）は、取り除いてください。

⚠️ 包装紙に貼ってあるセロハンテープは、簡単にはがせる場合は、はがしてください。

カレンダー・プリント用紙類

◇カレンダー、プリント用紙（学校や自治会等からの印刷物）、シュレッダーにかけた紙等



⚠️ カレンダーやプリント用紙に金属が付属している場合は、取り除いてもやせないごみへ。

その他

◇感熱紙（レシートやファックス用紙等）、パンフレット、裏カーボン紙（宅配便の荷札、領収書）等



紙製

プラ製



確認を！